大阪府ＰＴＡ協議会活動活性化助成事業要領

１、趣旨

この要領は、大阪府ＰＴＡ協議会会則第４条の規定に基づき、「子どもたちの健全育成」と「ＰＴＡ会員相互の研究活動や交流活動・地域活動等」を目的としたＰＴＡ活動の活性化を図る活動に対し、大阪府ＰＴＡ協議会（以下「府Ｐ」という。）が支援・奨励のために行う助成について必要な事項を定める。

２、助成対象活動

助成対象活動は、当該年度内に実施される以下のものとする｡

1. 学校教育の理解・振興のための活動
2. 家庭教育の理解・振興のための活動
3. 校外の生活指導のための活動
4. 地域の教育環境の改善・充実のための活動
5. 地区ＰＴＡ協議会事業を主催又は共催する活動
6. その他

ＰＴＡのあり方や運営・組織に関する学習活動、会員相互の交流及び資質向上など地域事情に応じた積極的、能動的で特色ある活動及び事業等

３、助成対象団体

助成対象団体は、府Ｐの構成団体である市町村ＰＴＡ協議会（以下「市町村Ｐ」という。）とする。

４、助成対象経費

助成交付の対象となる経費は、「別表」のとおりとする。

５、助成金の額

第１項　助成金の額は１０万円（５万円より増額）を基本とする。

第２項　第１項とは別に、大阪府ＰＴＡ安全会への各市町村Ｐ加入金額（前年加入金額実績）に乗じた５％相当額を上乗せ額とする。ただし、当該年度の府Ｐ一般会計予算額により、助成金の額の変更が必要と認められたときは、府Ｐ役員会において予算の範囲内で助成金の額を決定する。

　　　　但し、令和３年度のみ、移行期間の特別措置として、すべての各市町村Ｐに対し、児童生徒数の 7０％に１００円を乗じた額を加入金額とみなし、その金額の５％を第２項の助成金上乗せ額とする。令和４年度より前年度加入金額実績を適用する。

第３項　助成金の申請額は、公正かつ最小費用で最大の効果があげられるように経費の効率的な使用に努めるものとする。第１項および第２項の合計額を限度とする。

６、「助成金の申請」と「助成金交付または不交付の決定通知」

第１項　助成を受けようとする市町村Ｐは、原則として、当該事業の実施２カ月前までに所定の必要書類(様式１、様式２)を府Ｐ会長に申請する。府Ｐ会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請に係る助成金の交付が本要領及び予算で定めるところにより、助成事業の目的及び金額の算定内容が適正であるかどうか等を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成交付を決定する。助成金の交付が認められないときは、助成金の不交付の決定をするものとする。(決定通知・様式３‐１又は様式３‐２)

第２項　府Ｐ会長は、前項の助成金の交付の決定をする場合において、適正な交付を行う必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をするものとする。(決定通知・様式３‐１又は様式３‐２)

また、助成金の申請は当該年度内に実施の事業を対象とし、１市町村Ｐにつき１申請を原則とするが、限度額に達していない場合に限り、複数回に分けて申請できるものとする。但し、事業毎に前項の手順を行うものとする。

７、助成金の交付等

助成金の交付は、原則として助成金の額の確定後に交付するものとする。

確定後の助成金の交付は、市町村Ｐが開設する金融機関口座に振り込む。なお、行事等のチラシ、実施要項等に「大阪府ＰＴＡ協議会活動活性化助成事業」である旨を特記するものとする。

８、実施報告

助成事業が完了したとき、または助成事業廃止の承認を受けたときは、活動（行事）毎に助成事業活動報告書(様式４)に書類(様式５)を添えて府Ｐ会長に提出するものとする。助成金の交付の決定に係る府Ｐの会計年度が終了した場合も、また同様とする。

９、助成金の返還

助成金の交付後、市町村Ｐが申請した活動(事業)が何らかの事情により中止された場合、あるいは大幅な内容変更のあった場合、本規程の助成趣旨または助成内容から逸脱すると判断される場合、あるいは活動(事業)が完了後、助成事業活動報告書等の提出がなかった場合および助成金交付の諸条件が遵守されなかった場合など、既に交付済みの助成金の返還を求めるものとする｡

10、地区ＰＴＡ活動費の一括請求

　　第１項　地区ＰＴＡ活動費相当分については、当該地区内の市町村Ｐの合意が整えば、幹事市町村協議会（以下「幹事Ｐ」という。）が府Ｐに一括して請求することができる。

　　第２項　前項の場合、幹事Ｐは該当市町村Ｐの合意を得た上で一括請求を行い、府Ｐは、「７、助成金の交付等」の規定にかかわらず、幹事Ｐの指定する口座に必要額の振り込みを行う。幹事Ｐは、事業終了後の精算報告を行う。

　　第３項　第１項の請求を行う場合は、幹事Ｐはできる限り早い時期に府Ｐに申出るものとする。

　　第４項　第1項の請求を行う場合は様式6-1、様式6-2で、報告は様式6-3、様式6-4で行うものとする。

11、地区ＰＴＡ活動についての報告

　　「10、地区ＰＴＡ活動の一括請求」によらない場合であっても、当該年度に地区ＰＴＡ活動を行っ

　　た場合は、様式6-3、様式6-4により報告を行うものとする。

12、本要領の改正

　　本要領の改正は、府Ｐ役員会において行う。ただし、「３、助成対象団体」「４、助成対象経費」「５、助成金の額」のうち、本制度の根幹に関わる事項の改正については、総会の議決を要するものとする。

附則

１．平成16年10月27日の臨時総会の議決により施行するものとする。

２．令和3年6月19日　地区活動費助成事業を廃止し活動活性化助成事業に一本化する。助成事

　　業一本化にともない助成金の額等の一部改正を行う。

附則（令和4年3月12日役員会議決改正）

　　１．この一部改正後の要領は、令和4年4月1日から施行する。

|  |
| --- |
| 「別表」　助成対象経費 |

|  |
| --- |
| 経 　　費　　 項　　 目 |
| 謝　　　　　　　　金 |
| 旅　　　　　　　　費 |
| 雑　　役　　務　　費 |
| 印　刷　製　本　費 |
| 通　信　運　搬　費 |
| 借　　料　　損　　料 |
| 消　　耗　　品　　費 |
| 保険料 |
| 会議費 |
| 地区ＰＴＡ活動費 |